

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年4月18日付け25会農林第142号で行った公文書一部開示決定において、当審査会は次のように判断する。

- 1 実施機関が開示請求の対象である特定の路線以外の部分を含む公文書を特定したのであれば、当該部分を請求対象外として一律に不開示としたことは妥当ではなく、当該部分についても福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第7条各号の該当性を確認した上で、改めて決定を行うべきである。
- 2 その他の部分については、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は平成25年4月4日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対して「平成24年度林道大滝線のモニタリング調査（検討会の記録も含む）」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、平成25年4月18日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「森林居住環境（県）第2401業務 大滝線（猛禽類モニタリング調査）報告書」、「平成24年度猛禽類検討委員会議事録」及び「森林居住環境整備（県）2203業務 大滝線 猛禽類調査 検討委員会資料」（以下「本件公文書」という。）を特定し、次の(1)から(5)に掲げる部分について、「県が行う希少猛禽類の保護施策に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容認し、希少猛禽類の保護施策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」との理由を付して、条例第7条第6号に該当するとして一部開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 希少猛禽類の行動を示した図面
- (2) 希少猛禽類の行動が確認された地名
- (3) 希少猛禽類の行動を観察した地点
- (4) 希少猛禽類の営巣地の位置を示す情報
- (5) 希少猛禽類の営巣地の位置が推測できる情報

なお、実施機関は、本件処分を行うに当たり、異議申立人に本件開示請求の範囲について確認したところ、「大滝線に係る部分のみでよい」との回答があったとの理由で、本件公文書の一部を請求対象外として不開示とする取扱いを行った。

3 異議申立人は、平成25年5月10日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 これに対して実施機関は、平成25年5月20日付け福島県指令森第480号により、異議申立人に「異議申立人の年齢」、「異議申立てに係る処分があったことを知った年月日」及び「処分庁の教示の内容」についての補正を求め、異議申立人は平成25年5月22日付けの補正書によりその補正を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件公文書中の「平成24年度猛禽類検討委員会議事録」（以下「議事録」という。）の4ページから17ページ部分及び「森林居住環境整備(県)2203業務 大滝線 猛禽類調査 検討委員会資料」（以下「資料」という。）の「広域基幹道大滝線全体計画図」部分（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、これらを一部開示にするとの決定（以下「本件対象処分」という。）を取り消し、不開示とした部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

- (1) 福島県は、開示しない根拠規定及びその理由として、条例第7条第6号に該当するとしているが、審議内容の非開示理由が生態学または科学的見地から理由のあることを県民に説明すべきである。

研究者も、資料の全面公開と第三者機関による検証が必要としている。

- (2) 国の機関による県内での開発行為において、自然保護団体に猛禽類のモニタリング調査結果を公開している事例がある。

日本自然保護協会・日本イヌワシ研究会は、猛禽類の調査結果・飛翔図を出版公開している。

- (3) 他県において、研究者が猛禽類の保護を兼ねながら調査結果を公開している事例がある。
- (4) 福島県は、原発事故に関わるSPEEDI情報の隠蔽・遅延等県民に多大な損害を与えており、開かれた県政と県民の安全確保の立場に立って、各種行政情報の速やかな開示・提供に努めるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明の内容を総合すると、次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、猛禽類調査を実施している林道4路線（大滝線、川入線、一の木線、新鶴・柳津線）について、調査結果をもとに、希少猛禽類の繁殖活動等を勘察した工事実施時期や工法等について検討するために開催している検討委員会の議事録及びその配付資料の一部であり、①議事録の4ページから17ページ部分及び、②資料の「広域基幹道大滝線全体計画図」部分である。

2 一部開示決定の理由について

(1) 公文書の特定について

①は、前年度の猛禽類調査の結果をもとに開催した検討委員会の議事録の一部である。

開示請求書の件名には、「平成24年度林道大滝線のモニタリング調査（検討会の

記録も含む)」と記載されていたので、開示請求に対応する公文書の範囲を具体的に特定するため、異議申立人に対し、「検討会の記録」というのは、大滝線に係る部分か、又は他の路線等に係る部分も含むのかについて確認したところ、「大滝線に係る部分のみでよい」ということで了解を得ていた。

一方、平成24年度にも同様の開示請求があり、大滝線以外の路線に係る部分は黒塗り、若しくは取り外しをしており、開示していないことから、今回も前回の開示方法と整合をとり、大滝線以外の路線についての検討結果が記載されている4ページから17ページについては、請求対象外として黒塗りし、不開示とした。

なお、大滝線に係る記述は議事録の前半と後半にあったため、議事録全体を1つの公文書とみなし、大滝線に係る記述のない部分を取り外すことはしなかった。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

②は、前年度の猛禽類調査をもとに開催した検討委員会における配付資料の一部である。

②には、希少猛禽類の営巣地の位置を示す情報が記載されており、開示することにより希少猛禽類の営巣地や生息地の保護に著しい支障が生ずるおそれがあるため、不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成24年度猛禽類検討委員会の議事録及びその配付資料の一部であり、当該検討会は、実施機関が林道の工事計画を検討するに当たり、希少猛禽類に関するモニタリング結果をもとにその繁殖活動等を勘案した工事実施時期や工法等について検討するために開催されたものである。

議事録には、議事の項目、発言者及び発言内容が記載されており、発言内容には、クマタカ等の営巣地の位置や営巣地の位置が推測できる情報などが含まれている。

資料は、前年度に実施された猛禽類調査の報告書をもとに、検討委員会用に作成されたもので、調査業務や調査結果の概要及び考察がまとめられており、調査地点や調査の内容、クマタカに関する写真や飛翔図、巣や営巣木の写真、営巣地の場所を示す情報などが記載・掲載されている。

なお、検討委員会においては、異議申立人が開示請求を行った大滝線のほか、川入線、一の木線、新鶴・柳津線の3路線についても審議が行われている。

2 請求対象外であることを理由とした不開示について

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書の範囲を特定するために異議申立人に確認したところ、「大滝線に係る部分のみでよい」との回答を受けて、議事録について、大滝線に係る記述は前半と後半にあったことから、議事録全体を1つの公文書とみなし大滝線に係る記述のない部分を取り外すことはせず、議事録の一部を請求対象外として不開示とする取扱いをしている。

このように、実施機関が大滝線以外の部分も含めた形で公文書を特定したのであれば、大滝線以外の部分は請求対象外とはいえ、当該部分について条例上の不開示情報の該当性を確認することなく、請求対象外として不開示とした取扱いは妥当ではな

い。

よって、当該部分についても、条例第7条各号の該当性を確認し、開示・不開示の判断をした上で、実施機関は改めて決定を行うべきである。

3 条例第7条第6号該当性について

(1) 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務若しくは事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

(2) 事務又は事業の目的について

実施機関は、本件対象公文書には希少猛禽類の営巣地の位置を示す情報が記載されており、開示により当該営巣地や生息地の保護に著しい支障が生ずるおそれがあると主張するため、その妥当性を検討する。

まず、希少猛禽類を含む野生生物の保護については、生物多様性の保全や自然と共生する社会の実現を図る趣旨から、生物多様性基本法や種の保存法、福島県野生動植物保護条例において、国や県等にそれぞれの役割に応じた施策を講ずる責務が規定されている。

また、県は鳥獣保護法に基づき、保護の必要があると認められる地域を「鳥獣保護区」として指定し、区域内での鳥獣の狩猟を禁止すること等により、その保護に努めている。

このため、当該希少猛禽類の営巣地に関する情報は、県が行う自然保護行政において重要な情報であり、上記(1)の事務又は事業に関する情報に該当する。

(3) 希少猛禽類を取り巻く状況の変化について

次に、開示により著しい支障が生ずるおそれがあるかについて検討する。

当審査会はこれまでも、同様の事案に対し、営巣地の位置を示す情報や営巣地の位置が推測できる情報など、営巣地や営巣中心域等が特定され、又は特定され得る情報（以下「営巣地情報」という。）について、開示した場合希少猛禽類の保護施策の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第6号に該当するとの判断を行ってきた（平成8年11月26日付け8公開審第33号答申、平成12年12月20日付け12公開審第28号答申、平成13年9月27日付け13公開審第20号答申及び平成21年4月28日付け21公開審第6号答申）。

そこで、今回本事案の検討を行うに当たり、希少猛禽類を取り巻く最近の状況について確認する。

環境省が作成し、地方公共団体においても活用されている「猛禽類保護の進め

方（平成24年12月改訂版）」においては、猛禽類に関して、「一部の種を除き生息・繁殖の状況はますます厳しくなっており、中にはこれまで以上に慎重な扱いが求められている種もある。」とされ、また、本件対象公文書において主たる調査対象とされているクマタカについては、イヌワシとともに、「近年巣立ち雛の数が極端に減少しており、将来における種の存続が危惧される状況になっている。」とされている。

その上で、クマタカは、種の保存法の希少野生動植物種に指定され、捕獲等が禁止されているほか、絶滅のおそれのある野生生物に関する環境省のレッドリストにおいて、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いものを意味する「絶滅危惧ⅠB類」に分類されており、また、県のレッドリストにおいても、絶滅の危機に瀕している種を意味する「絶滅危惧Ⅰ類」に分類されている。

このように、希少猛禽類を取り巻く環境は、厳しさを増しているものと判断せざるを得ない。

(4) 営巣地情報の不開示情報該当性について

前述のような状況下において、仮に林道工事の計画を検討するために開催された委員会に関する文書の開示を通じて、希少猛禽類の営巣地情報が開示されることとなれば、カメラマンや観察者のみならず、密猟を企てる者までもが営巣地の近辺を訪れ、希少猛禽類の行動や繁殖を阻害することが危惧される所であり、イヌワシの例であるが、現にある地域において多くのカメラマンが押し寄せ様々な問題が生じている事例も発生している。

また、クマタカは、最小推定個体数が約1,800羽とされるなど絶滅の危険性が高い種であり、営巣地情報の開示により上記のような行為が行われるに至った場合、その生息・繁殖に大きな影響を与えることは否定できない上、そのような状態になってから回復を図ることも困難である以上、開示することには慎重にならざるを得ないものと考えられる。

これらの状況を踏まえ、当審査会は、営巣地情報について、引き続き条例第7条第6号に該当するものと判断する。

その上で、当審査会が本件対象公文書を見分したところ、実施機関が第2の2の(1)から(5)に該当する情報であり、条例第7条第6号に該当するとして本件対象処分により不開示とされた部分は、いずれも営巣地情報に該当するものと認められる。

(5) 猛禽類の保護を兼ねながら調査結果を公開している事例について

異議申立人は、他県において、猛禽類の保護を兼ねながら調査結果を公開している事例がある旨主張する。

この点について当審査会は、本件対象公文書に記載されている調査対象地域においては、希少猛禽類の営巣地を常時監視することが事実上不可能であり、営巣地周辺への人の出入りによる繁殖への影響や、密猟等不測の事態に対して、適切な行政的措置をとることが困難であると考えられることから、異議申立人のそのような主張を採用することはできないとの判断を行ってきた（平成13年9月27日付け13公

開審第20号答申及び平成21年4月28日付け21公開審第6号答申)。

今回実施機関に確認したところ、営巣地の監視体制等については、当時と比べて進展がないとの回答があり、他に進展を推認させる特段の事情も認められないことから、当審査会は、引き続き異議申立人の主張を採用できないものと判断する。

4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年6月11日	・ 諮問書受付
平成24年6月13日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年7月1日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成25年7月3日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成25年7月29日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成26年7月16日 (第222回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成26年8月25日 (第223回審査会)	・ 異議申立人から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成26年9月24日 (第224回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成26年10月29日 (第225回審査会)	・ 審議
平成26年11月19日 (第226回審査会)	・ 審議
平成26年12月17日 (第227回審査会)	・ 審議
平成27年1月27日 (第228回審査会)	・ 審議
平成27年2月25日 (第229回審査会)	・ 審議
平成27年3月23日 (第230回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長